

## ② 所得割の軽減

被保険者個人の所得で判定します。

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から 33 万円を引いた額が 58 万円以下の方	5 割軽減

## ③ 被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入したときに被用者保険（主にサラリーマンの方が加入している健康保険）の被扶養者だった方は、所得割はかからず、均等割が9割軽減になります。

## ■ 年間保険料額の例

● 単身世帯（世帯主）の場合

年金収入 (万円)	均等割 軽減	所得割 軽減	平成24年度 (円)	前年度比
80	9割	—	4,700	300円増
153	8.5割	—	7,100	500円増
168	8.5割	5割	15,100	800円増
180	2割	5割	52,400	3,200円増
211	—	5割	78,400	4,400円増
250	—	—	150,600	6,700円増

● 夫婦2人世帯（共に被保険者）で、妻の年金収入が80万円以下の場合

年金収入 (万円)	区分	均等割 軽減	所得割 軽減	平成24年度 (円)	前年度比
80	夫妻	9割	—	4,700	300円増
	夫妻	9割	—	4,700	300円増
153	夫妻	8.5割	—	7,100	500円増
	夫妻	8.5割	—	7,100	500円増
168	夫妻	8.5割	5割	15,100	800円増
	夫妻	8.5割	—	7,100	500円増
180	夫妻	5割	5割	38,100	2,200円増
	夫妻	5割	—	23,800	1,800円増
211	夫妻	2割	5割	68,900	3,800円増
	夫妻	2割	—	38,100	2,800円増
250	夫妻	—	—	150,600	6,700円増
	夫妻	—	—	47,700	3,600円増

### ☆ お問い合わせ先 ☆

北海道後期高齢者医療広域連合

〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階

電話 011-290-5601

町民課 生活環境グループ

電話 5-1115

## 子ども医療費助成制度

### 中学生まで医療費を全額助成します

平成24年4月から「乳幼児等医療費助成制度」を「子ども医療費助成制度」として制度内容を拡充します。

#### ○対象範囲

H24.3診療分まで  
入院：0歳児～小学生  
通院：0歳児～6歳児



H24.4診療分から  
入院：0歳児～中学生  
通院：0歳児～中学生

○保護者の所得制限を廃止します。

○助成対象外……予防接種、入院時の食事負担金等のほか保険診療外の費用